

加茂商工会議所 会 員 情 報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL <http://www.kamocci.or.jp/> E-mail info@kamocci.or.jp(代表)

NO. 290 号 / H27. 12. 1 発行

◆第40回新年会員事業所の集い1月7日(木)開催

新春講演会は嘉悦大学 教授 高橋洋一氏

～2016年日本経済の行方～

1. 時 間：15:00～(14:30開場)

第1部 年賀式 / 15:00～15:50 (年頭挨拶・来賓紹介・来賓祝辞)

第2部 新春講演会 / 16:00～17:30

第3部 懇親パーティー / 17:45～19:10

2. 場 所：加茂市産業センターホール

3. 会 費：4,000円

※すでに郵送にてご案内済みです。奮ってご参加ください。

詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/山本) まで。



◆地元買物運動・プレミアム商品券

ご利用は平成27年12月31日(木)まで

もうお使いになられましたか。期限後は利用できませんので、ご注意ください。

※お問い合わせは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/滝沢) まで。

◆会議所12月の主な行事予定

1日(火) ・中世・戦国山城探訪ツアー② ・小規模企業振興委員会12月定例会	9:00～ 18:00～	9日(水) ・信用保証協会定例相談会	10:00～
3日(木) ・中世・戦国山城探訪ツアー③	9:00～	14日(月) ・税務・事業承継相談会	10:00～
4日(金) ・正副会頭会議	12:00～	16日(水) ・法律相談会	10:00～
5日(土) ・中世・戦国山城探訪ツアー④	9:00～	17日(木) ・経営・創業相談会	14:00～
6日(日) ・ビジネス実務法務検定試験	10:00～	22日(火) ・労務相談会	10:00～
8日(火) ・日本政策金融公庫相談会 ・常議員会 ・臨時議員総会	10:00～ 16:30～ 17:00～	28日(月) ・仕事納め(1月3日(日)まで休業)	

◆マル経融資の大事なご案内です 加茂市内制度融資一番の低利率

車両入替、諸経費支払等々 柔軟に対応
担保なし・保証人なし・保証料なし

12月1日現在
(固定金利)

1.15%

◎融資限度額 2,000万円

◎返済期間 運転資金7年(据置1年以内) 設備10年(据置2年以内)

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/佐藤、山本) まで。

◆無料定例相談会のご案内 ～秘密厳守/完全予約制～

- | | | |
|---------------|------------|-------------|
| ・日本政策金融公庫相談会 | 12月 8日 (火) | 10:00～12:00 |
| ・新潟県信用保証協会相談会 | 12月 9日 (水) | 〃 |
| ・税務、事業承継相談会 | 12月14日 (月) | 〃 |
| ・法律相談会 | 12月16日 (水) | 〃 |
| ・経営、創業相談会 | 12月17日 (木) | 14:00～16:00 |
| ・労務相談会 | 12月22日 (火) | 10:00～12:00 |

※日程が合わない場合はご相談ください。専門家の日程を再調整いたします。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/佐藤、山本) まで。

◆労働保険事務組合のご案内

～労働保険に入っていない経営者に人を雇う資格はありません～

労働者(アルバイト含む)を1人でも雇っている事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)に加入しなければなりません。

労働保険の加入手続きを行っていない事業主は当商工会議所までご相談ください。

労働保険の成立手続き等、事業主に代わって当所労働保険事務組合が代行いたします。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/渡邊) まで。

◆小規模企業共済のご案内 ～掛金全額所得控除～

小規模企業共済は事業主のための退職金積立制度で、掛金（全額所得控除）は1,000～70,000円の範囲（500円刻み）で自由に設定できます。

- ・常時使用する従業員数が20名以下（商業・サービス業5名以下）の個人事業主または会社の役員の方が対象です。
- ・個人事業主の「共同経営者（配偶者専従者、後継予定者）」も加入できます。
- ・掛金は全額所得控除

（例えば…月 15,000 円×12 カ月＝**180,000 円** →全額所得控除となります）

共済金請求の区分が一部変更になりました

～解約手当が増える場合がありますよ～

(1) 以下の事由で請求する場合、準共済事由からA共済事由に見直しされます。

- ・個人事業主の「個人事業主が配偶者又は子への事業の譲渡」
- ・共同経営者の「個人事業主の配偶者又は子への事業の全部譲渡に伴い配偶者又は子への事業（共同経営者の地位）を全部譲渡」

(2) 以下の事由で請求する場合準共済事由からB共済事由に見直しされます。

- ・会社等役員の「会社等役員の退任（疾病・負傷・死亡・解散を除く）」のうち会社等役員の退任日において65歳以上の場合

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当/山本）まで。

◆倒産防止共済のご案内 ～リスク回避・掛金全額所得控除～

倒産防止共済なら回収困難になった売掛金（被害額）相当の資金をすぐに調達できます。

- ・貸付限度額は掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円。
- ・いつでも解約可能（加入期間により解約手当金の額が変わります）。
- ・掛金は最高20万円まで（5千円刻み）、全額損金・経費算入。
- ・借入は無担保・無保証人です。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当/山本）まで。

◆青色決算説明会のお知らせ ～申し込み不要～

1. 日 時 12月14日（月）10:00～12:00、13:30～15:30

2. 場 所 燕三条地場産センター メッセピア4階 大会議室（三条市須頃1-17）

※詳しくは、当商工会議所TEL:52-1740（担当/滝沢）まで。

◆商工会議所 年末年始業務休業のお知らせ

12月29日（火）から1月3日（日）まで業務を休業させていただきます。1月4日（月）から平常業務を行います。なお、自動車共済にご加入の方で事故が発生した場合は、共済本部事故処理センターが24時間体制で受け付けていますのでご連絡ください。

『休日緊急事故処理センター』 関東自動車共済（協）

TEL：0120-89-8819（フリーダイヤル）